（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
型式適合認定、東日本高速道路株式会社工事完了関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八一
会社その他
会社決算公告　八二

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令（政令第三三号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を追加等して定めることとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（復興庁）

1　東日本大震災復興特別区域法第四条第一項の特定被災区域の区域を追加して定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第三五号）（復興庁）

1　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による再生支援の対象となる被災地域を追加して定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令（政令第三六号）（復興庁）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二三年法律第一一三号）の施行期日は、平成二四年二月二三日とすることとした。

◇株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（政令第三七号）（復興庁）

1　大規模な事業者等

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二三年法律第一一三号。以下「法」という。）第一九条第一項に規定する大規模な事業者、国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができない法人等の具体的要件を定めることとした。

2　区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え

法第三八条第一項の規定において法第三七条第一項の規定により株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が区分して行う経理について会社法（平成一七年法律第八六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えを定めることとした。

3　機構の借入金及び社債発行の限度額

機構の借入金及び社債発行の限度額を五、〇〇〇億円とすることとした。

4　中小企業信用保険法の適用

機構が法第一六条第一項第一号に掲げる業務を行う場合には、機構を中小企業信用保険法（昭和二五年法律第二六四号）第三条第五項に規定する政令で定める者とすることとした。

5　主務省令

この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令とすることとした。

6　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二四年二月二三日）から施行することとした。

◇株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三八号）（復興庁）

1　関係政令の整備

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二三年法律第一一三号。以下「法」という。）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令等八政令の各条項において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を追加することとした。（第一条～第八条関係）

(一)　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二

(二)　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇

(三)　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項

(四)　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条第五号

(五)　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成一〇年政令第五二三号）本則

(六)　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条

(七)　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条

(八)　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二三年政令第一一二号）第三七条第一項第一号並びに同条第二項第二号及び第六号

2　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二四年二月二三日）から施行することとした。